

～納期内納付のご協力をお願いします～ 納税は社会の基本的なルールです

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や教育、ごみ処理、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

市税を滞納することは、納期内に納税している大多数の納税者との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、納税相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収していただきます。市では7月・8月・9月は「滞納処分（財産差押）強化月間」として、財産の差押をより強化していきます。

なお、8月は「税収確保強化月間」として、納税相談もなく納付のない人には、市職員がそのお宅を訪問し、納税の催告を行います。また、納め忘れの人に対して電話による納税催告を重点的に実施します。

7月・8月・9月は「滞納処分（財産差押）強化月間」です

市では「税の公平性および税収確保」の観点から、大多数の納期内納税者の目線に立って、滞納処分（財産差押）を強化した取り組みを行っています。支払能力があるにもかかわらず、納税いただけない人などが、滞納処分の対象となります。今までの以上に滞納者に対する「財産調査」

を徹底して行っています。

◎納税は国民の義務です

（日本国憲法第30条）

大多数の人は、納期内に納税されていますが、支払能力があるにもかかわらず遊興費・借金の返済・住宅ローンの返済などを優先し、納税いだけない滞納者に対しては、預貯金・給与・年金・生命保険・不動産などの差押を執行し、強制的に徴収しています。

◎納税は納期内納付が大原則です

納期限日を経過し、督促状発送日から10日を経過したときは「滞納者の財産を差し押えなければならぬ」と明記されています（地方税法第331条など）。督促状、催告書などに対しても納税および連絡がない場合は、滞納者の財産調査をし（国

●平成24・25年度滞納処分の差押件数・換価状況

年度	平成24年度	平成25年度
預貯金	759	922
給与・年金	58	29
生命保険	57	38
国税還付金	138	78
売掛金・賃料ほか	10	5
不動産	88	48
計	1,110	1,120
換価による税収	64,026,103円	40,121,284円

●滞納処分件数の推移

財産の種類	22年度	23年度	24年度	25年度
債債など	385	678	1,022	1,072
不動産	8	60	88	48

税徴収法第141条など）、財産の差押を執行します。

なお、市税滞納に関する財産調査については、個人情報保護法には一切抵触しません。

◎「タイヤロック（車輪止め）」を導入して自動車などの差押を実施します

差押した自動車（二輪車含）を運行・使用させないための措置として、自動車のタイヤ部分に装着して運行不能状態にし、レッカー移動します。それでも納税いただけない場合はインターネット公売などで売却します。



なお、自動車差押・公売までに要した経費についても、滞納者本人の負担となります。

◎不動産差押を強化しています

住宅ローンなどの支払いを優先して納税いただけない人には、積極的に不動産（土地・建物）の差押を執行しています。

◎給与差押を強化しています

給与収入など納税できる能力があるにもかかわらず、納税いただけない人には、積極的に給与差押を執行しています。

勤務先などに、給与に関する調査を実施します。結果として、市税の

滞納の事実が勤務先に知られることとなります。給与差押については、完納になるまで毎月行います。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税を納期ごとに納付することが困難な場合は、一人で悩まず、放置せず、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●日曜納税相談窓口

8月の「税収確保強化月間」には日曜納税相談窓口を開設します。

開設日	時間	場所
8月24日(日)	午前9時～正午	困取納課

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の開設日（納期限日）に夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
9月1日(月)、30日(火)	午後8時まで	困取納課
10月31日(金)		
12月1日(月)		

問合せ▶困取納課収納整理係（☎内線1084）